

安全をのせて 走りだそう!

ヘルメットOK?



令和5年4月 すべての自転車利用者の
ヘルメット着用が努力義務になりました



茨城県警察・茨城県交通安全協会



自転車は車両です！

運転者には、責任や義務が伴います

自転車安全利用五則を守りましょう



1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

自転車は道路の左端に寄って通行しなければいけません。歩行者を守る運転を。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

自転車の交通事故の多くは交差点で発生しています。必ず止まって右・左・後方の確認を。



3 夜間はライトを点灯

ライトの効果は前を照らすだけではありません。周囲に自転車の存在を知らせて交通事故を防止！



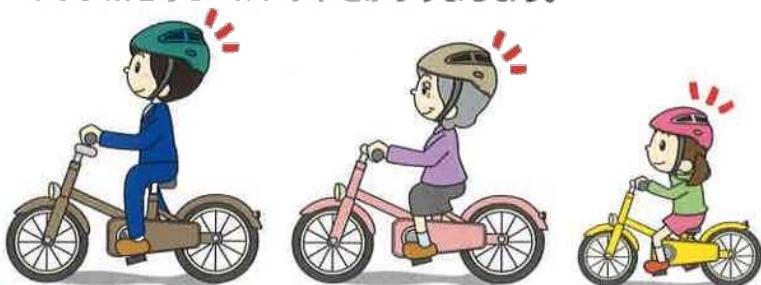
4 飲酒運転は禁止

自転車は車の仲間。
飲酒運転はもちろん、ながら運転も禁止 ×



5 ヘルメットを着用

自転車の交通事故で亡くなつた方の多くは、頭部を損傷しています。頭を守るヘルメットをかぶりましょう。



自転車を運転するみんなは
交通社会の一員です。
交通ルールを守って、交通
マナーを示す、安全運転
ドライバーを目指しましょう！

